

2017年8月18日

日本共産党熊本県委員会

委員長	日高伸哉
書記長	松岡 勝
県議会議員	山本伸裕

## 県政の重要課題に対する対応と、2018年度県予算編成への要望

蒲島知事先頭に、熊本地震からの復旧・復興と県民生活の向上、熊本県の発展のために連日ご尽力しておられることに敬意を申し上げます。

熊本県の来年度予算編成にあたり、私たち日本共産党熊本県委員会は、熊本県が抱える三つの重要課題について抜本的改革を図られるよう求めます。

日本共産党熊本県委員会として、県政の重要課題に対する対応、2018年度県予算の編成についての要望・提案をいたします。ご検討のほど、よろしく願いいたします。

### 【熊本県政の緊急・重要3課題への対応】

#### (1) 熊本地震

熊本地震から1年4ヶ月が経過しました。熊本県は「これまでの復興の流れをさらに強く、大きくし、熊本の発展につなげる」と、着実に復興がすすんでいることを強調しますが、今なお大きな困難に直面し、先の展望が持てず苦しんでいる被災者が多数取り残されていることから目を背けるわけにはいきません。発災後一年が経過してなお避難生活を余儀なくされている方が4万7千人にも上り、住まいの再建、生活と生業の再建にいまだ見通しが立たない方々が多数取り残されています。被害を受けながら放置されたままとなっている鉄道、生活道路、山林、農地も各地に残っています。被災自治体からも中長期的に支援の継続を求める切実な声が上がっています。

こうした状況を考える際、政府の重大な約束違反を不問にするわけにはいきません。発災直後から蒲島知事が政府に対し、県や市町村の財政負担を実質ゼロにする特別立法の制定を政府に要望したのは、当然のことでありました。首相自身も熊本の地で、「復興のためにできることは何でもやる」(2016年7月)と応じました。ところが県や被災自治体が切実に求めていた特別立法は制定されず、重い市町村の財政負担、被災者らの自己負担が復興の足かせとなっています。こうした政府の対応を追認するかのようになり、蒲島知事が昨年10月、「今は国との争点にしない」と、特別立法を求める旗を事実上おろしてしまうような発言をしたことは重大でした。特別立法によらない復興予算では、今後通常の単年度予算から配分されるということになり、政府のさじ加減次第という性格のものにならざるを得ません。

熊本県と被災市町村は今年度の予算編成方針において一般行政経費の削減を打ち出し、人件費カット、学校給食費補助の中止、海水浴場の水質調査箇所・項目の削減など、涙ぐましい経費節減の努力や住民サービスの縮小がおこなわれています。熊本県は「国庫補助

制度の創設や補助率のかさ上げ等、多くの項目で東日本大震災における対応や熊本地震の被災状況を踏まえた具体的な措置が実現し、国の協力が得られている」と強調しますが、そもそも政府の当初の約束どおり特措法が実現していたら、南阿蘇鉄道の復旧や液状化被害で自己負担が懸念されている問題などでも、展望が大きく開けていたはずです。全額国庫負担に背を向けられてしまったために、復興を進めるうえでの足かせや県・市町村の経費節減、住民サービス縮小という事態が生じている事は紛れもない事実です。

復興を着実に進め、さらに熊本の将来の発展へとつなげていくためには、県内 17 の被災市町村が先月政府に対し要望したとおり、国からの長期的な財政支援が欠かせません。熊本県は、発災直後国に強く求めていた、被災者・被災自治体の負担をゼロとし全額国庫負担とする特別立法制定を求める旗を、今後とも降ろすべきではなく、求め続けることが必要です。また、最大 300 万円を 500 万円に支援金を引き上げることや、一部損壊への支援を実現することなど被災者生活再建支援法の見直し、被害の実態に見合った支援の実現のための災害救助法の見直し、さらに基金拡充への支援など、強く国に求めていくべきです。

そのうえで、①「救済されない被災者を一人も残さない」立場に確固として立って、被災者・被災地の現状を県として詳細に把握し、分析し、対応すること。必要とする被災者が存在する限り、支援制度の継続・延長を図ること。②まちづくり、再開発は住民合意が大前提であり、反対の声を押さえつけて計画やスケジュールをゴリ押ししないこと。③住民が住み慣れた元の場所に戻り、生活と生業の再建がすすむことを復興・支援の基本とすること一の観点で施策の推進をはかれるよう求めます。

## (2) 立野ダム建設問題

熊本地震と豪雨災害で建設予定地は大規模な崩落が発生し、県民世論もダムに対する評価は大きく変化しました。ところが国交省は熊本地震発災後、現場にも入れないような状況の中で早々と「立野ダム建設は大丈夫」と宣言し、以降、建設推進の前提での動きが続いています。本年度中に本体工事に着手し、早期の完成をめざすと明言しています。先月九州北部地域を襲った豪雨災害により大量の土砂・流木が流出し、甚大な被害をもたらしたことも、ダム建設に一層の不安を与えています。住民の不安の声が高まる中で、このような硬直的な姿勢はあまりにも問題であるといわなければなりません。

もともと、立野ダムは洪水調節機能を目的として計画が進められてきました。しかし、この場所にダムを作ることが最善の手法なのか、ダム建設しか選択肢がないのか、今大きな疑問の目にさらされています。断層が存在していること、崩れやすい地質であること、上流域には広大な人工林が存在しており、豪雨時には大量の流木・土砂・岩石が押し寄せること、穴あきダムという構造に多くの不安と疑問が寄せられていること、河川環境や地下水、農業用水への影響への懸念、観光への懸念、ダム以外の治水対策工法・手法の進歩、近年頻発する豪雨災害、想定以上の規模の災害に対応できないダムの特質等々の不安要素を考えると、ダム建設に疑問の声が広がるのは当然のことです。一方国交省は身内で固めた技術委員会を組織し、形式的な地震後の検証を行なって早々と建設推進の方向を容認しました。もしダムがつくられた後に住民の不安が現実になった場合、誰が責任をとるつもりでしょうか。熊本県はただ国と国交省の結論を安易に追認するのではなく、主体的にダム

建設の妥当性について検証を行なうべきです。

ダム建設の事業費は 917 億円とされていますが、すでに事業費ベースで約 530 億円もの巨額を費やしており（H27 年度末まで）、さらに熊本地震では仮排水路、工事用栈橋、車両が破壊され建設予定地は土砂が大量に崩落しました。再度工事をやり直さなければならぬ点や、新たに必要とされる追加工事に伴い事業費が今後膨らむことが予想されますが、国は見通しを明らかにしていません。

平成 24 年の豪雨災害以降白川の河川改修は急ピッチで進められており、流下能力は大きく改善されています。毎秒 200 トンに過ぎない洪水調節を目的とする立野ダムを急いで建設しなければならない合理的理由はありません。ダムに莫大な予算をつぎ込むのではなく、復旧・復興にまわすべきです。熊本県の決断を求めるものです。

熊本地震、その後の豪雨災害、今年の福岡県朝倉市等での甚大な流木被害を目の当たりにして、立野ダムの賛否を超えて「立野ダムは安全なのか」「ダム以外に方法はないのか」等々の声や疑問が広がっています。こうした状況の中、熊本県、蒲島知事が思い切ったイニシアチブを発揮するときです。蒲島知事が、「立野ダムの工事はいったん中止し、流域住民、県民に丁寧な説明を」と、9 月県議会冒頭ないしは記者会見で、強く国に働きかけることを求めます。

### （3）水俣病問題の解決

公式発見から 61 年が経過したにもかかわらず、いまだに解決のめどが立たない状況が続いています。最大の原因は、特措法で明記された、不知火海沿岸住民を対象とした健康調査が、法制定から 8 年も経過しながらいまだに実施されないなど、被害の実態に向き合うことを拒み続けている国・県の姿勢にあります。

特措法では、約 65,000 人の方々も救済を求め、医療費のみ救済を含めると約 55,000 人が対象となりました。この事実は、水俣病の健康被害が、行政や加害企業の想定をはるかに上回り、いかに広範かつ深刻なものであるかを証明しています。

特措法のもと、いわゆる対象地域や年代の線引きを越えて救済が行なわれる一方で、不当な判定や地域、出生年・居住時期の制限により、10,000 人近くが切り捨てられました。その結果、水俣病と認められなかった人達や、特措法に申請できなかった人達が、救済を求めて裁判に立ち上がっています。

一方、公健法にもとづく水俣病認定は、最高裁判決後も依然としてハードルは高く、被害者の大量切り捨てを進めるものとなっており、救済を求める人々が今後も増え続けることは必至です。被害の全容、救済すべき人々の実態を掌握しない限り、最終解決はありえません。つまり健康調査の実施は決して避けて通ることのできない、絶対の課題なのです。

蒲島知事は水俣病問題を「県政最大の重要課題」「被害者には家族のように接してきた」と強調しますが、健康調査について、熊本県は国に協力して実施されるべきことが特措法に明記されているにもかかわらず、いまだ実施されない現実を見れば、県自体も重大な責任を免れません。

平成 16 年、潮谷県政の元で熊本県は国に対し、対象人数、手法、見込み経費、実施主体などを示した八代海沿岸地域の住民健康調査の実施を提案しています。また民間の医師団

が、対象地域外に住む住民の悉皆調査など健診活動を進めています。こうした蓄積を活かし、熊本県は直ちに国に対し、健康調査の実施を強く迫るべきです。

熊本地震という未曾有の大災害から、熊本県民が展望を持って立ち上がることができるよう、県の大きな役割発揮を求めるとともに、さらに諸々の県政の重要課題についても県民本位の立場で取り組まれていくことを切に求めるものです。

## 【部局ごと要望項目】

### 1、 総務部

- ・ 国に対し、被災者の立場に立って財政的・制度的支援の強化を求めること。一部損壊家屋にも支援金支給するなど制度の見直しを国に求めること。
- ・ 被災者生活再建支援制度の改善。特に支援金を最大 300 万円から直ちに 500 万円に引き上げるよう国に求めること。
- ・ 近年の異常気象は、いつ、どこで、想定外の大規模災害が発生するかわからない状況となっています。市町村ごと、地域ごと、集落ごとの防災対策、避難計画の整備を急ぎ、災害危険個所の総点検と対策に力を入れること。地域の自主防災組織の確立・体制強化へ県が支援すること。
- ・ 改正水防法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がい者らが入る施設に避難計画の策定、訓練が義務付けられることとなった。すべての施設において計画策定や訓練が実施されるよう県として必要な指導・援助を強めること。浸水想定区域が設定されていない中小河川でも、過去の大雨による浸水状況を住民らに周知するなど万一に備えた対応の徹底をはかること。
- ・ 事前防災行動計画（タイムライン）を、県が管理する河川において速やかに策定すること。すでに策定したとされている河川流域においても内容の改善・充実を常に図ること。
- ・ 森林整備は、防災の観点からも早急な対策が求められている。近年急増している記録的豪雨はいつどこで発生してもおかしくない。人工林が多く存在する地域など、災害危険個所について国とともに総力をあげて治山対策にとりくむこと。
- ・ いったん制御不能となると取り返しのつかない重大事態に陥る原発に依存したエネルギー政策からただちに脱却し、再生可能エネルギーの開発・普及を進めるよう国に求めること。
- ・ 復興基金の積み増し。市町村が主体的に基金事業を創設できるよう、市町村本位の運用に改善すること。
- ・ 市町村からの支援職員派遣要請に迅速に応じること。また県職員は正規を基本に必要・十分な配置を進めること。特に技術系職員の増員をはかること。
- ・ 道州制・州都構想を見直し、地方自治・住民自治を尊重した県政運営に徹すること。
- ・ 首相の改憲発言や違憲立法の強行など、憲法をないがしろにする安倍政権の政治姿勢に抗議し、憲法を尊重した政権運営に徹するよう強く求めること。
- ・ 欠陥機オスプレイの熊本県内上空の飛行禁止を国に求めること。とりわけ蒲島知事

は 2014 年 12 月、オスプレイに体験搭乗し「危険は感じなかった」と安全性をアピールした責任を重大に自覚し、反省の意を表明するとともに、毅然たる対応を国に対しとることを求める。

- ・ 米軍機の低空飛行訓練中止を国に求めること。
- ・ 非核自治体宣言を行なっている熊本県として核兵器廃絶を求める取り組みに積極的役割を果たすこと。
- ・ 私学助成を増額すること。
- ・ 職員の激務を軽減し、健康管理につとめること。そのためにも必要な人員の確保、勤務実態の掌握と長時間労働の解消を図ること。

## 2、企画振興部

- ・ 大空港構想は緊急性、必要性の観点から計画を検証し、不要不急の事業は復興優先の立場で再検討すること、また開発行為は環境影響調査を実施し、特に地下水への影響について慎重に検証すること。
- ・ E P A の「大枠合意」は国内、県内農業に大きな影響を及ぼす。関係者の不安を無視してごり押しした「大枠合意」の撤回を国に求めるとともに、影響調査を実施し公表するよう求めること。
- ・ 脱退したアメリカを除く 11 カ国で T P P を早期発効しようと、日本主導で交渉が進められている。しかしプラスにならないと反対する声も少なくない。巨大多国籍企業の利益のために経済主権を投げ捨て、地域経済と農業に深刻な影響を及ぼすやり方でなく、各国の経済主権、食料主権を尊重した平等・互恵の投資と貿易のルールをつくることを国に求めること。
- ・ 2019 年に熊本で行なわれるワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会に向けた準備が進められているが、熊本国体時の施設建設と県財政、オリンピック開催と莫大な財政支出等を考慮に入れ、関係者やファンの気持ちに沿いつつ、過度な投資にならないよう努めること。
- ・ 南阿蘇鉄道の復旧に関しては特例的に支援の拡充が図られたが、それでも全線復旧に必要とされている 70 億円程度の数%は地元負担が生じる見通しとなっている。自治体負担ゼロとなるよう独自の支援を。
- ・ 新幹線の騒音対策。県として定期的な調査を実施し、基準値を超える騒音・振動が発生している場合は国、J R 九州に直ちに是正するよう求めること。
- ・ 新幹線ホームの無人化推進をやめさせること。

## 3、健康福祉部

- ・ 地震災害関連の支援制度の期限延長(仮設入居、医療費免除、公営住宅無償提供等)。期限をすぎたものに対しても個別の事情を十分にくみ取り、柔軟に対応するよう、市町村に徹底すること(罹災証明、応急修理、公費解体等)。
- ・ 罹災証明の判定不服により再審査を求めていた被災者が、再審査の結果が遅れたためにみなし仮設入居申請などに間に合わず、必要な支援が享受できないという事例

が生じている。直ちに改善するよう市町村にも徹底すること。

- ・ 仮設住宅の生活環境改善。住み替えを柔軟に認めること。必要があればさらに増設を図ること。また自宅敷地への仮設建設も柔軟に対応すること。
- ・ 仮設住宅から恒久的な住まいへの引っ越し費用や家賃の一部を助成する制度が、対象者が存在するすべての被災自治体で実施されるよう県としても助成をおこなうこと。
- ・ みなし仮設入居者への見守り活動体制充実へ、人的・財政的支援を拡充すること。
- ・ 地域包括ケアシステムが国主導のもとで進められているが、地域の受け皿づくりがすすんでいない。公的サービスを必要としている人達に十分な医療・介護・福祉が提供されるよう体制・財政面での強化をはかるとともに、市町村支援を。
- ・ 公的介護サービスからの卒業が強調されているが、個々の状況に合わせて日常不断のリハビリやケアサービスが提供されることが重症化を防ぎ、健康の維持につながる。専門的知識と技能を持った専門職が必要なところに十分に配置されるようにすること。
- ・ 在宅医療は、本来必要な医療体制を確立させようと思えば大きなコストがかかるのは当然のことである。必要な医師・看護師を確保し、全地域的に提供体制を整備し、家族の負担に依拠しなくて済むレベルの在宅医療体制を確立すること。
- ・ 様々な病気の予防に大きな効果がある口腔ケアの体制充実へ、歯科、保健所、医療、介護など関係機関の連携強化を図ること。
- ・ 国保の都道府県単位化が進められているが、被保険者負担が大きすぎるものが国保問題の中心である。国の補助を増やすことなしに解決しない。国庫補助の増額を国に求めること。また事業主体である市町村の独自裁量を尊重し、一般会計からの繰り入れ中止や圧力的な徴収強化要請など、行き過ぎた市町村への介入は行なわないこと。市町村国保会計への財政支援を県独自に行うこと。
- ・ 地域医療構想で病床削減の見通しが示されているが、被災し損壊した公的医療施設等の病床削減を強引に進めないこと（熊本市民病院、八代市民病院）。熊本県は県立の総合病院を持たない県であり、それだけに公的医療機関への積極的支援が求められる。
- ・ 子どもの医療費助成制度の拡充をはかり、県として中学卒業までの無料化を実現させること。
- ・ 一人親、貧困、DV、子どもの非行、犯罪被害など家庭の悩みは多様化、潜在化している。一人で悩まず気軽に相談できるワンストップの相談窓口を設置し、専門的に対応できる人員の増員など対応体制の充実を図ること。
- ・ 待機児童の解消へ、保育所の増設と保育士の増員、待遇改善をはかること。
- ・ 重度心身障がい者医療費助成の対象枠を拡大すること。また自治体格差をなくし、すべての自治体で全額助成されるよう改善をはかること。
- ・ 障がい者の入院給食費、差額ベッド料に対する助成を実施すること。
- ・ 単身者用・家族用の障がい者公営住宅を増やすこと。
- ・ 無料低額診療事業が拡充されるよう県としても支援を。

- ・ 生活保護の住宅扶助費の引き上げをおこなうこと。
- ・ 被災者に対する義援金・生活再建支援金等については原則収入認定しないこと。

#### 4、環境生活部

- ・ 水俣病問題の解決へ、不知火海沿岸住民の健康調査を国と協力し実施すること。すべての水俣病被害者を救済する仕組みと財源の確保を国とともに実現すること。
- ・ 地下水涵養や汚染対策など、熊本の宝である地下水保全の取り組みが進められているが、将来にわたり安定的に地下水が保全されるためにも、涵養域における一定基準以上の規模の開発行為に関しては地下水への影響調査を義務付けることなど、涵養域の開発行為を抑止する制度の確立が必要である。
- ・ 原発依存から脱却し、再生可能エネルギーへの転換をはかるよう国に求めること。熊本は風力、地熱、波力、水力、太陽光など豊富な自然エネルギーに恵まれている。新たなエネルギーの開発・普及に力を注ぐこと。
- ・ 温暖化による農業、漁業、県民生活への影響を調査し、対策に万全をはかること。
- ・ 災害ゴミからのアスベスト飛散に継続的に注意を払い、また解体に関わる労働者の健康被害防止へ専用マスク着用の徹底など対策を繰り返し呼びかけること。
- ・ 防疫体制の強化。ヒアリなど害虫侵入の防止に万全の体制をとること。
- ・ 同和行政の終結。一般行政の施策に移行すること。部落解放熊本県研究集会に行政、学校関係者を動員することをやめるよう指導すること。
- ・ 多重債務者向け貸付事業を拡充すること。貸付限度額の引き上げ、年利の引き下げ、償還期間の延長など。

#### 5、商工観光労働部

- ・ グループ補助制度の継続、拡充を図ること。支援金は清算払いでなく概算払いとすること。申請書類の更なる簡素化を図ること。
- ・ 小規模事業者持続化補助金の増額・継続を国に求めること。
- ・ マイナンバー制度は中小業者にとって負担が大きくメリットはない。国民的な理解も進んでおらず、制度の廃止を国に求めること。
- ・ 建設業許可申請等での社会保険未加入事業所への加入推奨は、実情に十分配慮し、許認可権限を持つ他省庁への制裁要請はやめること。早急に中小企業に対する社会保険料率引き下げ等の制度改善をはかるよう、国に求めること。
- ・ 社会保険強制適用でない事業者を現場排除しないように指導すること。
- ・ 経営、雇用、技術、金融、法律相談を総合的に受け付ける相談窓口の設置。
- ・ 呼び込み型開発から地場産業育成重視へ経済政策の転換をはかり、経営、雇用拡充への支援を強めること。
- ・ 中小企業・小規模事業者についての信用保証協会の保証は、「責任共有制度」ではなく、100%補償に戻すよう、国に要望すること。
- ・ 所得税法 56 条は家族労働の働き分を認めず、個人の尊厳と両性の平等に反する差別的な税制であり、全国でも 450 以上の自治体で廃止を求める意見書が上がって

いる。今年3月には国連女性差別撤廃委員会から日本政府に56条の見直しを求める総括所見（勧告）が出されている。国に対し、56条廃止を求めること。

- ・ 地方税の徴収行政について、納税者の権利を守る立場で、営業や生活再建に向けて親身な助言を行なうこと。徴収にあたっては、実情を十分に把握し、営業と生活を困窮させることのないよう配慮すること。納税の猶予、換価の猶予など、納税緩和措置を個別の実情に応じて柔軟に行うこと。
- ・ 政府が秋の臨時国会に提出しようとしている「働き方改革」は、長時間労働を合法化し、賃金格差を容認・固定化するなど、労働者のためではなく企業の利益を優先するための労働法制の規制緩和をはかろうとするものであり、中止するよう国に求めること。
- ・ 国際スポーツ大会は財政状況も考え県民参加型で過剰な投資を抑制すること。
- ・ 住宅リフォーム助成制度を県として創設すること。
- ・ 学生のブラックバイト、青年雇用、若い世代の定住対策の抜本強化を図ること。

## 6、農林水産関係

- ・ 熊本地震関係農家負担軽減。農地復旧工事業者の確保に一層の努力を。
- ・ 被災農業者向け経営体育成支援事業の改善と充実を国に求めること。申請から決定、支給を速やかに行うこと。農家負担の更なる負担軽減を図ること。軽トラを農業用機械と認めるなど助成対象を拡大すること。
- ・ 地震と豪雨の影響で作付けできないなど、収入が激減している農家への所得補償制度を創設すること。農家が希望をもって営農が継続できるよう支援をはかること。
- ・ 農業競争力強化支援法は、農村で地域を支えて頑張っている農家も競争にさらされ、体力の弱いものがさらに加速的に衰退していくことになりかねない。小規模家族農業が食糧生産、国土保全、生物多様性の維持、文化伝承で大きな役割を担っていることに光を当て、地場の中小流通業者と連携した産直運動、地産地消の学校給食運動などに対する支援を強めること。
- ・ 戸別所得補償制度の復活を国に求めること。
- ・ 農業・水産研究体制と関係職員の身分保障を充実させること。
- ・ 国が圧力を強める農協改革は、信用事業・共済事業や共販体制を崩し資本の参入を支援するものであり家族農業・地域農業に向けられた攻撃である。道理のない国からの農協攻撃に反対すること。
- ・ 八代海の浅海化に対し、水門付近の汚泥の浚渫、濬筋の確保を直ちに行うこと。専門家の知見を踏まえた浅海化対策解決の方向性を探求すること。
- ・ 新規就農者に対する支援を拡充すること。
- ・ 民間所有の森林の植栽・下刈、間伐等の造林事業に助成をすること。
- ・ 諫早干拓潮受け堤防の中期開門調査を実施するよう国に求めること。
- ・ 諫早干拓の調整池に毎年夏に発生する大量のアオコは猛毒を持っており、海に流出した後もその毒素は残り、食物連鎖による人的被害も心配される。研究体制を強め、その調査結果を公表し、必要な対策を講じること。



- ・国が提案した有明海再生基金の100億円は、裁判や開門調査とは切り離して実現させ、再生事業に活用すること。
- ・鳥獣等による農作物被害が拡大し、営農意欲の減退につながっている。対策として狩猟者の育成・確保、被害防止策の拡充をすすめること。中長期的には、緩衝帯となる農地や山村の復旧・再生が必要である。被害対策に取り組んでいる現場を支援する施策と予算の充実を図ること。

## 7、土木部

- ・災害公営住宅を要望に応じて増設すること。建設場所は、従来のコミュニティの維持がはかれるよう考慮すること。
- ・耐震補強工事への助成をおこなうこと。
- ・応急仮設住宅の環境改善を、住民の要望に迅速にこたえて進めること。街灯や子どもの遊び場設置、目隠しの設置や暑さ・寒さ対策など。
- ・排水管、浄化槽などの破損に対しても宅地復旧と同様に支援対象とすること。
- ・治水対策は「想定内の降雨量」「想定内の河川流量」のもとでの対応には限界があることは、もはや明らかです。治水対策としてダムを作る場合、想定を超える事態に対応できないどころか、逆に取り返しのつかない被害拡大につながりかねません。ダムによらない治水・防災対策を検討すべきです。立野ダムの建設をストップし、十分な説明責任を果たすよう国に求めること。
- ・県道高森線四車線化計画、区画整理事業を白紙に戻し、住民の要求に寄り添ったまちづくりをすすめること。
- ・球磨川・川辺川の水害危険個所の改修を急ぐこと。
- ・瀬戸石ダム撤去を電源開発に求めること。ダム湖に沈殿した土砂の除去を国と電源開発に求めること。
- ・急傾斜地など災害危険個所の総点検と対策工事をおこなうこと。
- ・国・県・市町村は2014年度から5年がかりで県内の道路橋、トンネル、歩道橋などの道路付属物の点検をおこなっているが、近接目視の点検を早期に完了させ、措置が必要と判断される箇所については早急な対策をおこなうこと。
- ・公契約条例を制定し、下請け企業や労働者の権利を守るルール作りを進めること。
- ・私道、里道の復旧を支援し早急に改善をはかること。
- ・盛土造成地の地滑りや擁壁、急傾斜地が崩壊しているにもかかわらず、地権者の負担能力や活用状況などの理由により修復されず放置されている箇所が存在する。他人に迷惑や危険が及びかねないような状況もあり、個別に柔軟に公共事業で対策を施すことが必要である。
- ・甲佐町の田口橋の復旧の際には、歩行者の安全をはかる歩道を設置すること。
- ・災害関連には改良復旧が柔軟に適用されるよう国に改善を求めること。
- ・県営住宅の数を増やすとともに老朽化した施設の補修改修を進めること。
- ・住宅再建支援（二重ローン対策）事業を拡充し周知徹底をはかること。
- ・相続未登記が解体や住宅再建の重大な足かせとなっている。個別事例について柔軟

な対応を行なうことや、制度の運用改善・見直しを国に求めること。

## 8、教育委員会

- ・教師の多忙改善。非常勤・非正規教員から正規化へ、教員の身分を保証すること。
- ・県が小・中学校で実施している学力調査『ゆうチャレンジ』を廃止すること。
- ・小学校英語授業については専科教師の全校配置を基本に充実させること。
- ・学童保育の経費を支援し、保護者の負担軽減と支援員の待遇改善・増員をはかること。
- ・発達障害、不登校児童・生徒の受け皿体制充実へ、相談窓口の充実や専門員の配置、フリースクールの増設や発達障害児を受け入れる施設の拡充を進めること。スクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること。
- ・特別支援学校の寄宿舎は、仲間と暮らしを共にすることで人とかかわる力を培い、生活技術が身につく貴重な場となり、障害児の自立を支援するものとなる。県立の支援学校に寄宿舎を設置し、指導員を配置すること。
- ・兼任や複数校かけもちでなく、全小中学校の図書室に司書を配置すること。
- ・様々な理由で義務教育を終えていない人や外国人国籍の人、不登校の生徒などを受け入れ、義務教育課程を学べる夜間中学を設置すること。
- ・道徳授業は教科化になじまない。国に対し反対の声をあげること。
- ・子ども食堂や見守り隊など、子ども支援グループへの支援をつよめること。
- ・就学援助の強化、育英資金充実、保護者負担軽減をはかること。給付制奨学金制度の実現と拡充を国に求めること。
- ・PTAは任意加入の組織であるにもかかわらず、県立高校などではエアコン電気代をPTAに請求し、しかも毎月千円と高額な徴収を行なっている場合がある。教育環境維持のために必要とする経費は基本的に学校側が負担すべきであるが、保護者・生徒に負担を求める場合に基本的な考え方を示したガイドラインを県として策定すべきである。
- ・安倍政権は3月、教育勅語を教材として用いることについて「否定されない」との答弁書を閣議決定。菅官房長官や文科大臣も、教育勅語を道徳の教材にすることを「否定しない」と発言している。そもそも教育勅語は「天皇のために命を差し出せ」という徳目を示し、国民を戦争に駆り立てる役割を果たしたことから、戦後の国会で「憲法や教育基本法（当時）に反する」として排除・失効確認が決議されたものである。こうした教育勅語を教材として活用することを否定しない安倍内閣の一連の発言は到底容認できるものではない。安倍政権に対し発言の撤回を求めるべきである。
- ・同和に偏重した人権教育をみなおすこと。熊本県こども人権フェスティバルを中止すること。

## 9、警察

- ・信号機設置等、地元要望に迅速にこたえられるよう予算を増額すること。
- ・要望が寄せられた箇所について速やかに音声信号機が設置されるよう予算増額をはかること。

- ・性犯罪に関する刑法の規定の抜本的な改定が行なわれ施行されたが、さらに被害者支援、2次被害の防止などのトータルな対策、加害者教育、再発防止策など被害者、支援者、専門家も含めて引き続き改革への検討を進める事が必要であり、性暴力・性犯罪を許さない世論と社会の構築へ、県としても啓発活動など取り組みを強める事。

以 上